

平成24年度予算執行計画

国家戦略室策定の「予算監視・効率化チームに関する指針」において、各省の予算監視・効率化チームは、毎年度開始までに「予算執行計画」を策定し、公表することとされている。

同指針及び「予算執行の情報開示充実に関する指針」の内容及び変更点を踏まえて、予算執行計画を改定。

予算執行計画の概要

1. 予算監視・効率化チームの構成と予算監視・効率化チーム定例会合の開催

2. 予算監視・効率化に向けた取組み計画

(1) 支出計画の策定

支出計画を策定し、右計画の進捗状況を把握・管理するとともに適時に公表する。

(2) 予算執行上の重要な決定等についての事前審査の実施(事前審査基準を改定)

以下の案件については予算監視・効率化チームによる事前審査を実施する(ただし、執行に緊急を要する場合は予算監視・効率化チームに対する事後報告で可とする。)。事前審査は予算執行の「必要性」、「有効性」、「効率性」等の観点を踏まえたものとする。

(ア) 外務省所管公益法人との契約のうち、平成23年度に随意契約又は一者応札にて契約を締結した案件

(イ) 補助金・委託費案件のうち、過去の行政事業レビューの結果、注視する必要があると判断された案件

(ウ) その他、平成24年度予算執行について特に注視する必要があると判断された案件

(3) 「行政事業レビュー」の実施

【事前審査のプロセス】

個別案件毎に、省内における調達決裁終了後、同案件の調達概要説明資料を外務有識者に送付し、事前審査を行う。

(4) 国民・職員の声の受付・対応、改善への取組み

(5) 予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組みの実施

(6) 予算執行の情報開示の充実

(7) 自己評価の実施